

長浜市告示第126号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱（令和7年長浜市告示第315号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第4条及び第5条を次のように改める。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和6年度」という。）の光熱水費に0.13を乗じた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、令和6年度の収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）

交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者） （※）

（ ）

（※）本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、補助金の交付額を請求します。

1 補助金交付申請額及び請求額

| | | | |
|---------------|--|----------|---|
| 補助年度 | 令和8年度 | 補助事業等の名称 | 長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助事業（エネルギー価格高騰分） |
| 補助事業等の目的及び内容 | エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援することを目的とする。 エネルギー価格高騰分の補助 | | |
| 補助事業等の経費所要額内訳 | 4 補助金額算定明細のとおり | | |
| 交付申請額及び請求額 | | | |
| 添付書類 | (1) 令和6年度の収支決算書 | | |

2 補助金の振込先

| | | | | | | | | | |
|------|-------|--------|------|--|-----|--|--|--|--|
| 振込口座 | 金融機関名 | | | | 支店名 | | | | |
| | 預金種別 | 普通当座 | 口座番号 | | | | | | |
| | 口座名義 | (フリガナ) | | | | | | | |

3 連絡先情報

| | |
|---------|--|
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

4 補助金額算定明細

単位：円

| 年度 | 光熱水費 ※収支決算書に 記載された額 A | 光熱水費のうち、民 間園の運営以外に要 した費用 B | 差引額 (A - B) C |
|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---|
| 令和6年度 | | | |
| 事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで | | | |
| | | | 令和6年度の光熱水費に 0.13を乗じた額 (C × 0.13) D |
| | | | |

(注) D欄に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

様式第1号（第5条関係）

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。